私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱

平成 11 年４月１日　文部大臣裁定
平成 13 年１月６日　一部改正
平成 13 年４月１日　一部改正
平成 21 年４月１日　一部改正
平成 22 年４月１日　一部改正
平成 23 年 11 月 21 日　一部改正
平成 25 年４月８日　一部改正
平成 27 年５月 14 日　一部改正
平成 28 年３月 18 日　一部改正
平成 28 年４月 18 日　一部改正
平成 28 年 11 月１日　一部改正
平成 29 年５月１日　一部改正
平成 30 年６月４日　一部改正
平成 31 年４月１日　一部改正
令和２年４月３日　一部改正
令和３年２月４日　一部改正
令和３年４月１日　一部改正
令和４年４月１日　一部改正
令和４年 10 月 18 日　一部改正
令和５年６月 16 日　一部改正
令和６年４月４日　一部改正
令和７年１月 14 日　一部改正
令和７年４月１日　一部改正
令和８年４月７日　一部改正

（通　則）

第１条　私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、同法施行令（昭和３０年政令第２５５号）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助の目的）

第２条　この補助金は、学校法人が、幼稚園（幼稚園型認定こども園を除く。以下同じ。）の新設及び学級増のための園舎の新築及び増築、学級定員の引き下げに伴う増築、感染症対策に伴う増築、危険な状態にある園舎の改築、預かり保育事業等の実施に伴う園舎の改築、園舎の新増改築に際して行う屋外教育環境整備、園舎の耐震補強工事、防犯対策工事、特別防犯対策工事、アスベスト等対策工事、エコ改修事業、津波移転改築工事、園舎の内部改修工事及びバリアフリー化工事に必要な経費の一部を補助することにより、もって幼稚園教育の振興に資することを目的とする。

（交付の対象及び補助率等）

第３条　文部科学大臣は学校法人（学校法人以外の個人立等から学校法人立に組織変更をし、補助金の交付を決定する会計年度（以下「交付決定年度」という。）までに設置認可がなさ

れ、当該完了年度又は当該交付決定年度の翌年度から幼稚園を開設する場合を含む。以下同じ。)に対し、次の区分により予算の範囲内で経費の一部を補助する。

(1) 幼稚園未設置の市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は幼稚園が不足している市町村において、交付決定年度中に行われる幼稚園の新築及び増築で次に該当する学校法人

① 交付決定年度に設置認可がなされ、交付決定年度中に、又は交付決定年度の翌年度から幼稚園を開設する学校法人

② 交付決定年度中に定員増に係る学則変更の認可がなされ、交付決定年度中に、又は交付決定年度の翌年度から幼稚園の学級増を行う学校法人

(2) 改築を行う次に該当する学校法人

① 交付決定年度中に幼稚園の改築を行う学校法人

(3) 屋外教育環境整備を行う次に該当する学校法人

① (1)、(2)及び(7)に掲げる新築、増築、改築と同一年度に屋外における教育環境整備を行う学校法人

② (1)、(2)及び(7)に掲げる学校法人のうち、新築、移転又は既存建物の概ね半分以上の面積の改築が行われる場合で同一年度に整備を行うことが困難又は不適当であると認められる場合で、建築年度の翌々年度までに屋外における教育環境整備を行う学校法人

※ただし、「防音壁設置工事」については、同一年度に(1)、(2)及び(7)に掲げる新築、増築、改築を行わない学校法人も対象とする。

(4) 耐震補強工事等を行う次に該当する学校法人

① 交付決定年度中に幼稚園の耐震補強工事、非構造部材の耐震対策又は防災機能強化を行う学校法人

(5)防犯対策工事、特別防犯対策工事を行う次に該当する学校法人

① 交付決定年度中に幼稚園の防犯対策工事を行う学校法人

② 交付決定年度中に幼稚園の特別防犯対策工事を行う学校法人

(6) アスベスト等対策工事を行う次に該当する学校法人

① 交付決定年度中に幼稚園のアスベスト等対策工事を行う学校法人

(7) 学級定員の引き下げに伴う増築、感染症対策に伴う増築を行う次に該当する学校法人

① 交付決定年度中に、又は交付決定年度の翌年度から３１人以上の学級定員を３０人以下に引き下げることに伴い、交付決定年度中に幼稚園の増築を行う学校法人

② 交付決定年度中に、感染症対策に伴う幼稚園の増築を行う学校法人

(8) エコ改修事業を行う次に該当する学校法人

① 交付決定年度中に幼稚園のエコ改修事業を行う学校法人

(9) 津波移転改築工事を行う次に該当する学校法人

① 交付決定年度中に防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和４７年法律第１３２号）第２条第２項に規定する集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる幼稚園の改築（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１４年法律第９２号）第１２条第１項及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１６年法律第２７号）第１１条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画に記載された事業に限る。）を行う学校法人

(10) 内部改修工事を行う次に該当する学校法人

① 交付決定年度中に幼稚園の内部改修工事を行う学校法人

(11) バリアフリー化工事を行う次に該当する学校法人

① 交付決定年度中に幼稚園のバリアフリー化工事を行う学校法人

２ 補助対象経費及び補助限度額は別表１及び別表２に掲げるとおりとし、補助率は３分の１以内とする。ただし、地震による倒壊の危険性が高いものの耐震化及び特別防犯対策工事に係る補助率は２分の１以内とする。

３　新設の学校法人において、学校法人の設立者が学校法人の設立と同時に当該学校法人の設立及び幼稚園の新設に係る一切の権利義務を当該学校法人に承継する場合においては、その承継した債務のうち、当該幼稚園園舎の工事費に係る未払金等の債務の額を補助限度額とする。また、学校法人設立時において、当該園舎について工事請負からの引渡しが未了のまま承継した場合においても、年度内に完成し引渡しが完了する場合は同様の扱いとする。

（申請の手続き）

第４条　補助金の交付を受けようとする学校法人（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書に、事業計画書（別紙様式１）及び補助金計算書（別紙様式２）並びに次に掲げる調書を添えて、都道府県知事を経由し文部科学大臣に提出しなければならない。

①　交付を受けようとする年度の収支予算書
②　交付を受けようとする年度の前年度収支決算書（既存の学校法人のみ提出）
③　交付を受けようとする年度の前年度末貸借対照表（新設の学校法人は、学校法人の設立時における貸借対照表）
④　園則（幼稚園の新設の場合は開設時のもの、学級増又は学級定員引き下げの場合は学級増又は学級定員引き下げの直前のものに、学級増又は学級定員引き下げに伴って改正した部分を朱書きで表示したもの）
⑤　交付を受けようとする年度の園児募集要綱
⑥　建設予定の園舎等の設計図書（建設前後の部屋の配置が分かる平面図等）
⑦　工事の見積書及び内訳明細書
⑧　新設学校法人に関する調書（別紙様式３）（新設学校法人のみ提出）
⑨　園舎の耐力度調査票（公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目（平成１８年７月１３日１８文科施第１８８号）別表第１、第３、第４、第５を準用）又は建物の経過年数が明確となる資料（改築の場合のみ提出）
⑩　耐震性能判定表（別紙様式４）（耐震化に係る工事の場合のみ提出）
⑪　現況写真（必要に応じて提出）

２　補助金の交付の申請をしようとする者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

３　都道府県知事は、補助事業者から申請書の提出を受けたときは文部科学大臣あてに提出するものとする。

（交付決定の通知）

第５条　文部科学大臣は補助金交付申請書の提出を受けたときは、これを審査の上交付決定を行い、都道府県知事に通知するものとする。

２ 文部科学大臣は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第２項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

３　文部科学大臣は、交付申請書が文部科学省に到達した日から起算して原則として３０日以内に交付決定を行うものとする。

４　都道府県知事は、交付決定を受けた補助事業者に対し交付決定の通知（別紙様式５）を速やかに行うものとする。

（申請の取り下げ）
第６条　補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があることにより交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から１０日以内に交付申請取下げ書を、都道府県知事を経由して文部科学大臣に提出しなければならない。

（補助事業の遂行）
第７条　補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助事業を遂行するため契約を締結し、また支払いを行う場合には、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

（変更申請の手続き）
第８条　補助金の変更交付を受けようとする補助事業者は、補助金変更交付申請書に、事業変更計画書（別紙様式１）及び補助金変更計算書（別紙様式２）を添えて都道府県知事を経由して文部科学大臣に提出しなければならない。
２　都道府県知事は、補助事業者から変更交付申請書の提出を受けたときは文部科学大臣あて提出するものとする。

（変更交付決定の通知）
第９条　文部科学大臣は補助金変更交付申請書の提出を受けたときは、これを審査の上交付決定の変更を行い、都道府県知事に通知するものとする。
２　都道府県知事は、交付決定の変更を受けた補助事業者に対し交付決定変更の通知（別紙様式６）を行うものとする。

（事業内容の変更）
第 10 条　補助事業者は、交付決定の通知を受けた後において、やむを得ない事情により事業内容の変更をしようとするときは、内容変更承認申請書（別紙様式 13）を都道府県知事を経由して文部科学大臣に提出し、あらかじめ文部科学大臣の承認を受けなければならない。
　ただし、補助金の額及び交付決定の内容又はこれに付した条件に違反せず、かつその変更が補助目的の達成により効率的にするために計画される変更で、次に掲げる軽微な変更をする場合は、この限りではない。
(1) 新築、増築、改築
　①　「構造」及び「面積」以外に関して変更を加えること。
　②　建築面積の全部又は一部を上位の構造に変更すること。
　③　同一園地内において補助対象建物の位置を変更すること。
(2) 屋外教育環境整備
　同一園地内において補助対象施設の位置を変更すること。

（補助事業の中止又は廃止）
第 11 条　補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに中止（廃止）承認申請書（別紙様式７）を都道府県知事を経由して文部科学大臣に提出し、あらかじめ文部科学大臣の承認を受けなければならない。

（事業遅延の届出）
第 12 条　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届（別紙様式８）を都道府県知事を経由して文部科学大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績の報告）
第 13 条　補助事業者は、補助事業が完了（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）したときは、その日から起算して 30 日を経過した日又はその翌会計年度の４月 10 日のいずれか早い日までに実績報告書（別紙様式９－１）を都道府県知事に提出するものとする。
２　補助事業者は、交付決定年度が終了した場合（補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合）には、交付決定年度の翌会計年度の４月 30 日までに、国の会計年度終了に伴う実績報告書（別紙様式９－２）を都道府県知事に提出するものとする。
３　前２項の場合において、実績報告書の提出期限について大臣の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。
４　第２項に規定する実績報告書には、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した資料を添付しなければならない。
５ 補助事業者は、第１項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

（額の確定等）
第 14 条　都道府県知事は、前条第１項の報告を受けたときには、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知（別紙様式 10）するものとする。
２　都道府県知事は、補助金の額の確定を行ったときは、額の確定に関する報告書（別紙様式 11）に実績報告書を添えて速やかに文部科学大臣に提出するものとする。
３　都道府県知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
４　前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から２０日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利１０．９５％の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）
第15条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（別紙様式12）を都道府県知事に提出しなければならない。
２ 都道府県知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（交付決定の取消し等）
第 16 条　文部科学大臣は、補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
(1) 補助事業者が関係法令若しくはこの要綱又はこれらに基づく文部科学大臣等の処分若しくは指示に違反した場合
(2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
(3) 補助事業者が補助事業に関しての不正、怠慢、虚偽その他不適正な行為をした場合
(4) 交付決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
２　文部科学大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるも

のとする。
３　文部科学大臣は、第１項第１号から第３号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95％の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
４　第２項に基づく補助金の返還については、第 14 条第４項の規定を準用する。

（財産の管理）
第 17 条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した施設については、補助事業の完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。
２　取得価格、又は効用の増加価格が１個又は１組５０万円以上の施設整備については、文部科学省告示で定める処分制限期間内は、文部科学大臣の承認を受けないで補助目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
３　前項の処分制限期間内において、文部科学大臣の承認を得て当該施設を処分したことにより収入があったときは、文部科学大臣はその収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（補助金の経理）
第 18 条　補助事業者は、補助事業以外の経理と明確に区分し、補助事業についての収支簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係書類とともに補助事業の完了した日又は廃止した日の属する会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

（調査報告）
第 19 条　文部科学大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業に係る経費の状況及び施設の管理状況について、実地に調査し、又は報告を求めることができる。

（電磁的方法による提出）
第 20 条　補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、同法施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省等に提出するものについては、電磁的方法（同法第２６条の３第１項の規定に基づき文部科学大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

（電磁的方法による通知等）
第 21 条　文部科学大臣等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、同法施行令又は本要綱に規定する通知、承知、指示又は命令（以下「通知等」という。）について、補助事業者が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、文部科学大臣等は補助事業者に到達確認を行うものとする。

【別表 1】補助対象経費

1. 新築、増築、改築

<table>
<tr><td>1. 本工事費</td><td>建物の躯体工事（基礎、軸組、床組、小屋組、壁体等）
仕上げ関係工事（屋根、天井、建具、造作、内外装、諸仕上げ等）
解体撤去費
実施設計費
耐力度調査費
耐震診断費
雑工事　建物に一般的に附随するもので、建物の部分として工事される黒板、掲示板、流し、棚、鏡、保育室等の室名札、履物・雨具・カバン等の物入れ及び物掛け、換気扇、排気天蓋、スロープ、犬走り、テラス、犬走り又はテラスに附随する足洗場及び水呑場等
仮設建物費　改築工事に伴い必要となる仮設建物工事（耐震改築工事の実施に伴い直ちに解体建物が使用できなくなる場合に限り、代替の建物が必要となる期間・既存建物の延べ面積を上限とする。）
家具又は備品とみなされるもの（机、椅子、タンス、カーテン等）は、建物に固定されていても補助対象経費には含めない。</td></tr>
<tr><td>2. 附帯工事費</td><td>本工事に附帯する工事で、次表左欄に掲げる工事の種類ごとに同表中欄に例示するもの（当該建物に直接関係のない工事、既存建物内部の工事、同一敷地外の工事及び同表右欄に例示するものは含めない）
<table>
<tr><th>工事の種類</th><th>附帯工事に含めるもの</th><th>附帯工事に含めないもの</th></tr>
<tr><td>1. 電気工事</td><td>差し込み口、取付照明器具、建築当初から取付けられた照明灯、エレベータ（障害児が在籍している幼稚園に限る）</td><td>移動照明器具</td></tr>
<tr><td>2. 給水工事</td><td>給水管、給水栓、手洗・洗面等の取付器具、給水ポンプ、貯水槽、受水槽、さく井</td><td></td></tr>
<tr><td>3. 衛生工事</td><td>汚水管、トラップ、便器、し尿浄化槽、汚水ポンプ</td><td></td></tr>
<tr><td>4. 冷暖房工事</td><td>配管、ダクト、放熱器、ボイラー及び付属設備一式
冷凍器及び付属設備一式、煙道、煙突</td><td>備品的な冷暖房器具（ストーブ等）</td></tr>
<tr><td>5. ガス工事</td><td>ガス配管、諸コック</td><td>ガス器具（コンロ等）</td></tr>
<tr><td>6. 給食リフト工事</td><td>給食リフト一式</td><td></td></tr>
<tr><td>7. 防火、消火工事</td><td>火災報知器、火災感知器、火災警報器、スプリンクラー、消火栓ボックス一式及び消防署への直接連絡設備</td><td>消火器</td></tr>
<tr><td>8. 放送等弱電工事</td><td>室内スピーカー、電気時計</td><td>放送器、マイクロホン、電話機</td></tr>
<tr><td>9. 避雷工事</td><td>避雷針設備工事一式</td><td></td></tr>
<tr><td>10. 排水工事</td><td>排水管、トラップ、排水桝、側溝、排水ポンプ</td><td></td></tr>
<tr><td>11. 門、囲障等の工事</td><td>門、さく、へい及び吹き抜けの渡り廊下</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">12. 上記工事のための電気配線・配管・変圧器・分電盤・配電盤</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>3. 買収費</td><td>幼稚園の施設を緊急に必要とする場合に限り、原則としてそのまま園舎として使用できる建物を、適正な評価機関による評価に基づいて買収する経費
（教育効果をより高めるために必要となる軽微な補修に要する経費を含む）</td></tr>
</table>

2. 屋外教育環境整備（1 園当たり 500 万円以上の事業を対象とする。）

補助対象経費	
1. 樹木	施設を構成する高木・低木・草木・芝張（植樹のための土を含む）
2. アスレチック遊具	一般的な遊具は対象外（ブランコ、ジャングルジム、鉄棒、シーソー、スベリ台等は含まない）
3. 築山・池	（園児が立ち入りできるものが望ましい）
4. 屋外ステージ	建物の要件にあてはまるものは対象外
5. ベンチ	土地に固着したもの
6. 花壇・畑	土地に固着したもの（腐葉土等の客土を含む）
7. 水飲み場、足洗場	屋外教育環境整備に付随するもの
8. 便所	建物の要件にあてはまるものは対象外
9. 防音壁設置工事	都市部※1 において近隣住民の生活環境保全が見込まれるもの
10. 給排水工事	屋外教育環境整備に付随するもの
11. 電気工事	屋外教育環境整備に付随する放送設備、照明設備等
12. 実施設計費	補助対象工事に係る設計費とする

※1　都市部とは、交付決定年度の４月１日現在の人口密度が、1,000 人／㎢以上の市町村をいう。

3. 耐震補強工事等（1 園当たり 400 万円以上（非構造部材の耐震対策又は防災機能強化のみの場合にあっては下限はないものとする。また、避難所指定を受けている幼稚園が自家発電装置を単体で整備する場合は、１園当たり 200 万円以上）の事業を補助対象とする）

<table>
<tr><th colspan="3">補　助　対　象　経　費</th></tr>
<tr><td>1. 工事費及び附帯工事費</td><td colspan="2">柱、壁、梁等の補強又は増設等の耐震補強、天井材等の非構造部材の耐震化又は防災機能強化に要する工事費
【防災機能強化事業】
<table>
<tr><th colspan="2">工事の種類</th><th>対象となる具体例</th></tr>
<tr><td colspan="2">非構造部材の耐震化</td><td>a. 外壁及びその仕上げ材（モルタル・タイル・ALC 板等）の剥落・落下防止工事
b. 建具及びガラスの落下防止工事
c. 間仕切り及び内装材（内装仕上げ材の剥落等）の剥落・落下防止工事
d. 天井材(下地材･天井ボード)及び天井器具(照明器具･空調機器等)の落下防止工事
e. 屋根材（瓦材等）の落下防止工事
f. 屋外避難階段等と本体建物の分離防止工事
g. 設備機器（屋外空調設備・受水層・高置水槽等）の移動・転倒防止工事
h. 配管（給排水配管・ガス配管・電線等）の破損・切断（漏電）防止工事
i. 既に存在する書架やロッカーなどの備品等を建物に固定させる転倒防止工事</td></tr>
<tr><td rowspan="4">防災機能強化</td><td>備蓄倉庫等の整備</td><td>備蓄倉庫及び防災倉庫設置のための既存園舎等の改修工事等（倉庫に保存する設備及び食料等は補助対象外）</td></tr>
<tr><td>避難経路の確保</td><td>外階段や避難経路の設置のための改修・改造工事、通路や出入り口確保の拡幅のための改修・改造工事等</td></tr>
<tr><td>屋外防災施設の整備</td><td>既存施設への屋外便所、マンホールトイレの設置工事、防火水槽、耐震性貯水槽、防災井戸の設置工事等</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>自家発電設備等の設置工事及びこれに伴い必要となる工事等（耐震化に係る改築または耐震補強工事に関連して実施するものに限る。ただし、避難所の指定を受けている幼稚園にあっては単体で整備する場合も補助対象にする。）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>2. 耐震診断費、耐震点検費</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>3. 実施設計費</td><td colspan="2">補助対象工事に係る設計費とする</td></tr>
</table>

4. 防犯対策工事（1 園当たり 30 万円以上の事業を補助対象とする。）

補　助　対　象　経　費	
1. 防犯対策工事費	安全対策のために行う以下の施設工事等に要する工事費 ① 管理諸室の配置換え及びそれに伴う改造工事 ② 安全対策上必要な部屋の配置換え及びそれに伴う改造工事 ③ 門やフェンス等の設置・改修工事 ④ その他安全対策のために必要と認められる工事 上記の施工工事と一体として行われる防犯監視システムや通報設備の設置工事
2. 実施設計費	補助対象工事に係る設計費とする

4-2. 特別防犯対策工事（1 園当たり 30 万円以上の事業を補助対象とする。）※令和 10 年度限りで廃止する。

補助対象経費	
1. 防犯対策工事費	安全対策のために行う以下の施設工事等に要する工事費 ① 管理諸室の配置換え及びそれに伴う改造工事 ② 安全対策上必要な部屋の配置換え及びそれに伴う改造工事 ③ 門やフェンス等の設置・改修工事 ④ その他安全対策のために必要と認められる工事
2. 実施設計費	補助対象工事に係る設計費とする

5. アスベスト等対策工事（1 園当たり 400 万円以上の事業を補助対象とする）

補助対象経費	
1. アスベスト等対策工事費	吹き付けアスベスト（これに類するもろいアスベスト建材を含む）の除去等に要する工事費及び安定器にＰＣＢを使用した照明器具の交換工事費
2. 実施設計費	補助対象工事に係る設計費とする

6. エコ改修事業（1 園当たり 400 万円以上の事業を補助対象とする）

	補助対象経費
1. 機器設備等工事費	設備等の本体を設置するための工事
2. 電気設備工事費	整備に必要な電源、電気、配線等の工事
3. 建築工事	設備等を設置するための既存校舎の建築等の工事
4. 給排水設備工事費	整備に必要な給排水等の工事
5. ガス設備工事費	整備に必要なガス設備等の工事
6. 土木・造園工事費	緑化推進整備に必要な工事
7. 実施設計費	補助対象工事に係る設計費とする

7. 津波移転改築工事（事業費の下限はないものとする）

	補助対象経費
本工事費	建物の躯体工事（基礎、軸組、床組、小屋組、壁体等） 仕上げ関係工事（屋根、天井、建具、造作、内外装、諸仕上げ等） 解体撤去費 実施設計費 雑工事｜建物に一般的に附随するもので、建物の部分として工事される黒板、掲示板、流し、棚、鏡、保育室等の室名札、履物・雨具・カバン等の物入れ及び物掛け、換気扇、排気天蓋、スロープ、犬走り、テラス、犬走り又はテラスに附随する足洗場及び水呑場等 家具又は備品とみなされるもの（机、椅子、タンス、カーテン等）は、建物に固定されていても補助対象経費には含めない。

8. 内部改修工事（衛生環境改善、園舎の一部改修の事業区分毎に各々１件として取扱い、１件当たり 200 万円以上の事業を補助対象とする。）

補助対象経費	
1.	園舎の内部改修のために行う以下の施設工事等に要する工事費

内部改修工事費	衛生環境改善	①園舎の衛生環境の改善の推進を図るためのトイレの改修工事（床の乾式化工事を伴うものに限る）及び手洗い場の設置・改修 ②園舎の衛生環境の改善の推進を図るための教室等の空調設備の整備（新設を伴うものに限る）
	園舎の一部改修	①預かり保育事業等の実施に伴う園舎の内部改修 ②教育内容・方法の多様化等に適合させるための間仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修 ③31 人以上の学級定員を 30 人以下に引き下げることに伴い行う園舎の内部改修
2. 実施設計費		補助対象工事に係る設計費とする

9. バリアフリー化工事（1 園当たり 150 万円以上の事業を補助対象とする。）

補助対象経費	
1. バリアフリー化工事費	園舎等のバリアフリー化のために行う以下の施設工事等に要する工事費 ① 障害を有する園児が在園している、又は在園する予定がある幼稚園の工事 ② 障害を有する教職員等が勤務する幼稚園で特に必要と認められる工事 ③ 地域コミュニティや防災の拠点として幼稚園を整備する上で園舎等のバリアフリー化が必要と認められる工事 ④ その他園舎等のバリアフリー化が必要と認められる工事
2. 実施設計費	補助対象工事に係る設計費とする

【別表 2】補助限度額

事業区分	補助限度額
1. 新築、増築、改築、 学級定員の引き下げに伴う増築 感染症対策に伴う増築 津波移転改築工事	毎年度の予算で定める 1 平方メートル当たりの単価と建築実施単価（補助事業に要する経費を建物面積で除して得た額）とのいずれか小さい額に補助資格面積を乗じて得た「補助対象工事費」に「補助率」を掛けた金額（改築については仮設建物費を加えた金額）（予算の範囲内）
2. 屋外教育環境整備	屋外運動広場、屋外集会施設、屋外学習施設の事業区分毎に各々1 件として取り扱い、1 件当たり 1,000 万円を限度とする「補助対象工事費」に「補助率」を掛けた金額（予算の範囲内）
3. 耐震補強工事等	1 園当たり 1 億円（避難所指定を受けている幼稚園が行う自家発電設備の単体整備については 500 万円）を限度とする「補助対象工事費」に「補助率」を掛けた金額（予算の範囲内）
4. 防犯対策工事	1 園当たり 1 億円を限度とする「補助対象工事費」に「補助率」を掛けた金額（予算の範囲内）
4-2. 特別防犯対策工事 **※令和 10 年度限りで廃止する。**	1 園当たり 1,000 万円を限度とする「補助対象工事費」に「補助率」を掛けた金額（予算の範囲内）
5. アスベスト等対策工事	1 園当たり 1 億円を限度とする「補助対象工事費」に「補助率」を掛けた金額（予算の範囲内）
6. エコ改修事業	1 園当たり 1 億円を限度とする「補助対象工事費」に「補助率」を掛けた金額（予算の範囲内） ただし、建物緑化・屋上緑化については 1,000 万円を限度とする「補助対象工事費」に「補助率」を掛けた金額（予算の範囲内）
7. 内部改修工事	衛生環境改善、園舎の一部改修の事業区分毎に各々１件として取扱い、１件当たり１億円を限度とする「補助対象工事費」に「補助率」を掛けた金額（予算の範囲内）

8. バリアフリー化工事	１園当たり１億円を限度とする「補助対象工事費」に「補助率」を掛けた金額（予算の範囲内）

附　則（平成２５年４月８日）

第１条　別表１及び別表２を次のとおり読み替えるものとする。

【別表 1】補助対象経費

1. 新築、増築、改築、学級定員の引き下げに伴う増築

<table>
<tr><th colspan="2">補　助　対　象　経　費</th></tr>
<tr><td>1. 本工事費</td><td>建物の躯体工事(基礎、軸組、床組、小屋組、壁体等)
仕上げ関係工事(屋根、天井、建具、造作、内外装、諸仕上げ等)
解体撤去費、実施設計費、耐力度調査費、耐震診断費
雑工事｜建物に一般的に附随するもので、建物の部分として工事される黒板、掲示板、流し、棚、鏡、保育室等の室名札、履物・雨具・カバン等の物入れ及び物掛け、換気扇、排気天蓋、スロープ、犬走り、テラス、犬走り又はテラスに附随する足洗場及び水呑場等
家具又は備品とみなされるもの（机、椅子、タンス、カーテン等）は、建物に固定されていても補助対象経費には含めない。</td></tr>
<tr><td>2. 附帯工事費</td><td>本工事に附帯する工事で、次表左欄に掲げる工事の種類ごとに同表中欄に例示するもの（当該建物に直接関係のない工事、既存建物内部の工事、同一敷地外の工事及び同表右欄に例示するものは含めない）
<table>
<tr><th>工事の種類</th><th>附帯工事に含めるもの</th><th>附帯工事に含めないもの</th></tr>
<tr><td>1. 電気工事</td><td>差し込み口、取付照明器具、建築当初から取付けられた照明灯、エレベータ（障害児が在籍している幼稚園に限る）</td><td>移動照明器具</td></tr>
<tr><td>2. 給水工事</td><td>給水管、給水栓、手洗・洗面等の取付器具、給水ポンプ、貯水槽、受水槽、さく井</td><td></td></tr>
<tr><td>3. 衛生工事</td><td>汚水管、トラップ、便器、し尿浄化槽、汚水ポンプ</td><td></td></tr>
<tr><td>4. 冷暖房工事</td><td>配管、ダクト、放熱器、ボイラー及び付属設備一式、冷凍器及び付属設備一式、煙道、煙突</td><td>備品的な冷暖房器具（ストーブ等）</td></tr>
<tr><td>5. ガス工事</td><td>ガス配管、諸コック</td><td>ガス器具（コンロ等）</td></tr>
<tr><td>6. 給食リフト工事</td><td>給食リフト一式</td><td></td></tr>
<tr><td>7. 防火、消火工事</td><td>火災報知器、火災感知器、火災警報器、スプリンクラー、消火栓ボックス一式及び消防署への直接連絡設備</td><td>消火器</td></tr>
<tr><td>8. 放送等弱電工事</td><td>室内スピーカー、電気時計</td><td>放送器、マイクロホン、電話機</td></tr>
<tr><td>9. 避雷工事</td><td>避雷針設備工事一式</td><td></td></tr>
<tr><td>10. 排水工事</td><td>排水管、トラップ、排水桝、側溝、排水ポンプ</td><td></td></tr>
<tr><td>11. 門、囲障等の工事</td><td>門、さく、へい及び吹き抜けの渡り廊下</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">13. 上記工事のための電気配線・配管・変圧器・分電盤・配電盤</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>3. 買収費</td><td>幼稚園の施設を緊急に必要とする場合に限り、原則としてそのまま園舎として使用できる建物を、適正な評価機関による評価に基づいて買収する経費
（教育効果をより高めるために必要となる軽微な補修に要する経費を含む）</td></tr>
</table>

2. 屋外教育環境整備（1 園当たり 500 万円以上の事業を対象とする）

補助対象経費	
1. 樹木	施設を構成する高木・低木・草木・芝張（植樹のための土を含む）
2. アスレチック遊具	一般的な遊具は対象外（ブランコ、ジャングルジム、鉄棒、シーソー、スベリ台等は含まない）
3. 築山・池	（園児が立ち入りできるものが望ましい）
4. 屋外ステージ	建物の要件にあてはまるものは対象外
5. ベンチ	土地に固着したもの
6. 花壇・畑	土地に固着したもの（腐葉土等の客土を含む）
7. 水飲み場、足洗場	屋外教育環境整備に付随するもの
8. 便所	建物の要件にあてはまるものは対象外
9. 給排水工事	屋外教育環境整備に付随するもの
10. 電気工事	屋外教育環境整備に付随する放送設備、照明設備等
11. 実施設計費	補助対象工事費に係る設計費とする

3. 耐震補強工事等（1 園当たり 400 万円以上（非構造部材の耐震対策又は防災機能強化のみの場合にあっては下限はないものとする。また、避難所指定を受けている幼稚園が自家発電装置を単体で整備する場合は、１園当たり 200 万円以上）の事業を補助対象とする）

<table>
<tr><th colspan="3">補助対象経費</th></tr>
<tr><td>1. 工事費及び附帯工事費</td><td colspan="2">柱、壁、梁等の補強又は増設等の耐震補強、天井材等の非構造部材の耐震化又は防災機能強化に要する工事費
【防災機能強化事業】
<table>
<tr><th colspan="2">工事の種類</th><th>対象となる具体例</th></tr>
<tr><td colspan="2">非構造部材の耐震化</td><td>a. 外壁及びその仕上げ材（モルタル・タイル・ALC 板等）の剥落・落下防止工事
b. 建具及びガラスの落下防止工事
c. 間仕切り及び内装材（内装仕上げ材の剥落等）の剥落・落下防止工事
d. 天井材(下地材･天井ボード)及び天井器具(照明器具･空調機器等)の落下防止工事
e. 屋根材（瓦材等）の落下防止工事
f. 屋外避難階段等と本体建物の分離防止工事
g. 設備機器（屋外空調設備・受水層・高置水槽等）の移動・転倒防止工事
h. 配管（給排水配管・ガス配管・電線等）の破損・切断（漏電）防止工事
i. 既に存在する書架やロッカーなどの備品等を建物に固定させる転倒防止工事</td></tr>
<tr><td rowspan="4">防災機能強化</td><td>備蓄倉庫等の整備</td><td>備蓄倉庫及び防災倉庫設置のための既存園舎等の改修工事等（倉庫に保存する設備及び食料等は補助対象外）</td></tr>
<tr><td>避難経路の確保</td><td>外階段や避難経路の設置のための改修・改造工事、通路や出入り口確保の拡幅のための改修・改造工事等</td></tr>
<tr><td>屋外防災施設の整備</td><td>既存施設への屋外便所、マンホールトイレの設置工事、防火水槽、耐震性貯水槽、防災井戸の設置工事等</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>自家発電設備等の設置工事及びこれに伴い必要となる工事等（耐震化に係る改築または耐震補強工事に関連して実施するものに限る。ただし、避難所の指定を受けている幼稚園にあっては単体で整備する場合も補助対象にする。）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>2. 耐震診断費、耐震点検費</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>3. 実施設計費</td><td colspan="2">補助対象工事費に係る設計費とする</td></tr>
</table>

4. アスベスト等対策工事（事業費の下限はないものとする）

補助対象経費	
1. アスベスト等対策工事費	吹き付けアスベスト（これに類するもろいアスベスト建材を含む）の除去等に要する工事費及び安定器にＰＣＢを使用した照明器具の交換工事費
2. 実施設計費	補助対象工事費に係る設計費とする

5. エコ改修事業（1 園当たり 200 万円以上の事業を補助対象とする）

	補助対象経費
1. 機器設備等工事費	設備等の本体を設置するための工事
2. 電気設備工事費	整備に必要な電源、電気、配線等の工事
3. 建築工事	設備等を設置するための既存校舎の建築等の工事
4. 給排水設備工事費	整備に必要な給排水等の工事
5. ガス設備工事費	整備に必要なガス設備等の工事
6. 土木・造園工事費	緑化推進整備に必要な工事
7. 実施設計費	補助対象工事費に係る設計費とする

6. 津波移転改築工事（事業費の下限はないものとする））

	補助対象経費
本工事費	建物の躯体工事（基礎、軸組、床組、小屋組、壁体等） 仕上げ関係工事（屋根、天井、建具、造作、内外装、諸仕上げ等） 解体撤去費 実施設計費 雑工事　建物に一般的に附随するもので、建物の部分として工事される黒板、掲示板、流し、棚、鏡、保育室等の室名札、履物・雨具・カバン等の物入れ及び物掛け、換気扇、排気天蓋、スロープ、犬走り、テラス、犬走り又はテラスに附随する足洗場及び水呑場等 家具又は備品とみなされるもの（机、椅子、タンス、カーテン等）は、建物に固定されていても補助対象経費には含めない。

【別表 2】補助限度額

事業区分	補助限度額
1. 新築、増築、改築、学級定員の引き下げに伴う増築津波移転改築工事	毎年度の予算で定める 1 平方メートル当たりの単価と建築実施単価（補助事業に要する経費を建物面積で除して得た額）とのいずれか小さい額に補助資格面積を乗じて得た「補助対象工事費」に「補助率」を掛けた金額（予算の範囲内）
2. 屋外教育環境整備	屋外運動広場、屋外集会施設、屋外学習施設の事業区分毎に各々1 件として取り扱い、1 件当たり 1,000 万円を限度とする「補助対象工事費」に「補助率」を掛けた金額（予算の範囲内）
3. 耐震補強工事等	1 園当たりの「補助対象工事費」に「補助率」を掛けた金額（予算の範囲内）。ただし、避難所指定を受けている幼稚園が行う自家発電設備の単体整備については補助対象工事費は 500 万円を限度とする。
4. アスベスト等対策工事	1 園当たり 1 億円を限度とする「補助対象工事費」に「補助率」を掛けた金額（予算の範囲内）

5. エコ改修事業	1 園当たり 1 億円を限度とする「補助対象工事費」に「補助率」を掛けた金額（予算の範囲内） ただし、建物緑化・屋上緑化については 1,000 万円を限度とする「補助対象工事費」に「補助率」を掛けた金額（予算の範囲内）

第２条　前条は、次項に定めるものを除き、平成２４年度補正予算（第１号）及び平成２５年度予算に係る国庫補助金の交付について適用する。

２　前条の別表のうち、耐震補強工事の補助対象限度額については、平成２４年度当初予算（平成２５年２月２６日以後に初めて事業計画書を提出する事業に限る）に係る国庫補助金の交付より、地震防災対策特別措置法第４条の規定が効力を有する期間までの予算に係る国庫補助金の交付に適用する。

附則（平成２８年３月１８日）

第１条　この要綱は、平成２８年３月１８日から実施し、平成２７年１０月７日から適用する。

第２条　要綱第３条第１項第９号に規定する事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和３７年法律第１５０号）、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和３７年政令第４０３号）、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査に関する申合せ事項、私立学校建物其他災害復旧費補助金（応急仮設校舎等整備事業）交付要綱及び私立学校建物其他災害復旧費補助金取扱要領の規定を準用する。ただし、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領第８調査事務取扱１（１）及び（２）並びに４の規定は準用しない。

第３条　要綱第３条第１項第９号に規定する事業については、平成２７年度末までに交付を決定するものに限る。

附則（平成２８年４月１８日）

第１条　別表１のうち、「アスベスト等対策工事（１園当たり４００万円以上の事業を補助対象とする）」とあるのは、「アスベスト等対策工事（事業費の下限はないものとする）」と、「エコ改修事業（１園当たり４００万円以上の事業を補助対象とする）」とあるのは、「エコ改修事業（１園当たり２００万円以上の事業を補助対象とする）」と読み替えるものとする。

第２条　前条は、平成２８年度末までに交付を決定するものについて適用する。

附則（平成２８年１１月１日）

第１条　この要綱は、平成２８年１１月１日から実施し、平成２８年１０月１１日から適用する。

附則（平成２９年５月１日）

第１条　別表１のうち、「アスベスト等対策工事（１園当たり４００万円以上の事業を補助対象とする）」とあるのは、「アスベスト等対策工事（事業費の下限はないものとする）」と読み替えるものとする。

第２条　前条は、平成２９年度末までに交付を決定するものについて適用する。

附則（平成３０年６月４日）

第１条　別表１のうち、「アスベスト等対策工事（１園当たり４００万円以上の事業を補助対象とする）」とあるのは、「アスベスト等対策工事（事業費の下限はないものとする）」と読み替えるものとする。

第２条　前条は、平成３０年度末までに交付を決定するものについて適用する。

附則（平成３１年４月１日）

第１条　別表１のうち、「アスベスト等対策工事（１園当たり４００万円以上の事業を補助対象とする）」とあるのは、「アスベスト等対策工事（事業費の下限はないものとする）」と読み替えるものとする。

第２条　前条は、平成３１年度末までに交付を決定するものについて適用する。

附則（令和２年４月３日）

第１条　別表１のうち、「アスベスト等対策工事（１園当たり４００万円以上の事業を補助対象とする）」とあるのは、「アスベスト等対策工事（事業費の下限はないものとする）」と読み替えるものとする。

第２条　前条は、令和２年度末までに交付を決定するものについて適用する。

附則（令和３年２月４日）

第１条　この要綱は、令和３年２月４日から施行する。

附則（令和３年４月１日）

第１条　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

第２条　別表１のうち、「アスベスト等対策工事（１園当たり４００万円以上の事業を補助対象とする）」とあるのは、「アスベスト等対策工事（事業費の下限はないものとする）」と読み替えるものとする。

第３条　前条は、令和３年度末までに交付を決定するものについて適用する。

附則（令和４年４月１日）

第１条　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

第２条　別表１のうち、「アスベスト等対策工事（１園当たり４００万円以上の事業を補助対象とする）」とあるのは、「アスベスト等対策工事（事業費の下限はないものとする）」と読み替えるものとする。

第３条　前条は、令和４年度末までに交付を決定するものについて適用する。

附則（令和４年１０月１８日）

この要綱は、令和４年１０月１８日から施行し、適用する。

附則（令和５年６月１６日）
第１条　この要綱は、令和５年６月１６日から施行する。

第２条　別表１のうち、「アスベスト等対策工事（１園当たり４００万円以上の事業を補助対象とする）」とあるのは、「アスベスト等対策工事（事業費の下限はないものとする）」と読み替えるものとする。

第３条　前条は、令和５年度末までに交付を決定するものについて適用する。

附則（令和６年４月４日）
第１条　この要綱は、令和６年４月４日から施行する。

第２条　別表１のうち、「アスベスト等対策工事（１園当たり４００万円以上の事業を補助対象とする）」とあるのは、「アスベスト等対策工事（事業費の下限はないものとする）」と読み替えるものとする。

第３条　前条は、令和６年度末までに交付を決定するものについて適用する。

附則（令和７年１月１４日）
第１条　この要綱は、令和７年１月１４日から施行する。

附則（令和７年４月１日）
第１条　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

第２条　別表１のうち、「アスベスト等対策工事（１園当たり４００万円以上の事業を補助対象とする）」とあるのは、「アスベスト等対策工事（事業費の下限はないものとする）」と読み替えるものとする。

第３条　前条は、令和７年度末までに交付を決定するものについて適用する。

附則（令和８年４月７日）
第１条　この要綱は、令和８年４月７日から施行する。

第２条　別表１のうち、「アスベスト等対策工事（１園当たり４００万円以上の事業を補助対象とする）」とあるのは、「アスベスト等対策工事（事業費の下限はないものとする）」と読み替えるものとする。

第３条　前条は、令和８年度末までに交付を決定するものについて適用する。